

溶解する社会に、いかなる連帯か

田村 哲樹

名古屋大学大学院法学研究科准教授

はじめに

近年、「連帯」という概念・考え方が、(再)注目されている。しかし、なぜ今連帯なのだろうか。本稿は、現在連帯が注目される理由を整理したうえで、現在の状況においていかなる連帯が求められるのかという点について考察する。最終的に本稿は、労働中心ではない連帯の意義を提起する。

1 連帯とは何か——二つの用法

連帯概念については、関連しつつも微妙に異なる2つの用法が見られる。一つは、広義の用法であり、連帯を、社会統合にとっての、一つの資源ないし要素と見なすものである。

私たちの社会があるまとまりをもった秩序として成

り立つためには、(少なくとも)連帯が必要だ、というわけである。J・ハーバーマスが、社会秩序の制御媒体として、「権力」および「貨幣」と並んで連帯を挙げる場合などが、これに相当する。彼によれば、権力を媒介として作動する政治システム、貨幣を媒介として作動する経済システムと並んで、市民社会と公共圏から成る生活世界が連帯を媒介として作動することで、社会秩序は維持されうるし、より望ましいものにもなる。

もう一つの用法は、より狭義のものである。すなわち、社会保障／福祉国家の必要性の論拠あるいはその原理としての連帯である。「保険料の拠出や納税というかたちをとった資源の移転」を伴う福祉国家を「非人称の社会的連帯」(齋藤編 2004: 1)として特徴づける場合が、これに相当する。自然あるいは偶然の事情に由来する不平等、病気、老い、事故などを、個人の責任で対応すべき問題ではなく、「集合的なリスク」の発現として読み替え、「それへの補償を、社会全体の責任として構成するための論理」として、連帯が擁護されるのである(田中 2006: 221)。以下、この連帯を「社会的連帯」と呼ぼう。

以上のように区別したものの、二つの用法が全く無関係というわけではない。福祉国家の論拠としての社会的連帯を言うためには、各人が様々なアクシデントを「わたしたち」の問題として認識する程度には、人びとの間に何らかの集合的な関係性が成立していることが必要である。そして、この集合的な関係性こ

たむら てつき

1970年生。名古屋大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。名古屋大学大学院法学研究科講師、同研究科助教授を経て現在同研究科准教授。

専攻は政治学・政治理論。主要著書は『国家・政治・市民社会』(青木書店、2002年)、『ポジティブ・アクションの可能性』(共編)(ナカニシヤ出版、2007年)『岩波講座憲法3 ネーションと市民』(共著)(岩波書店、2007年)など。

それは、社会統合の資源・要素としての連帯である。つまり、福祉国家を支える社会的連帯は、一定の社会統合としての連帯を基礎として、そのうえに成り立つ再配分のシステムである。

2 今なぜ連帯なのか？

統合の解体

それでは、今なぜ連帯が目されるのだろうか。連帯の二つの用法に対応して、二つの理由がある。

第一に、私たちの社会の統合そのものが解体しつつある、との認識のためである。統合の解体とは、私たちの言動が拠って立つところの共通の基盤が弱体化することである。Z・バウマンは、現代を、「リキッド・モダニティ（液状化した近代）」の時代として捉える。それは、人びとの行動と相互依存を規制するあらゆる形式・範型がことごとく溶解してしまった時代である。その結果として、人びとは確かに「自由」になった。しかし、今や「範型と形式をつくる重い任務は個人の双肩にかかり、つくるのに失敗した場合も、責任は個人だけに帰せられる」。同時に、人びとの個人的生活と集合的な行動とをつなぐ「関係と絆」もまた、溶解してしまった（バウマン 2001: 7-12）。

現代を「再帰的近代化」の時代ととらえるU・ベックもまた、同様の認識を示している。現代は、かつて利用可能だった「集合的な、集団に固有な意味供給源」が枯渇し、解体しつつある時代である。その結果、「かつては家族集団や村落共同体のなかで、あるいは社会階級や集団の力を借りて克服することができた生活歴上の好機や危機、ジレンマを、人びとはますます自分自身でそれに気づき、解釈し、対処していかなければならない」。このことは、一方で、人びとの行為と選択、意思決定の可能性を開くことを意味する。ベックが、社会の様々な場所における「サブ政治」の活性化を指摘する所以である。しかし、他方で、この意思決定は、従来ならば依拠できたはずの判断基準＝意味供給源を欠いたままでの、いわば不確実性の下での行為と選択とならざるを得ない。つま

り、人びとは、意思決定の責任をますます担わされる一方で、それを確実なものとするための根拠はますます失われているのである。だからそれは、「意思決定不可能な意思決定」である（ベック 1997）。

バウマンとベックが目撃しているのは、人びとの言動の基準となるものの溶解・枯渇である。その結果、人びとは「自由」に行動し決定できるようになったが、その結果はすべて個人の責任となる。そのため、今や個人は、言わば「荷重超過」となっている。その「積荷」を軽減するための「範型と形式」「意味供給源」として、連帯が求められるのである。

社会的連帯への関心

連帯が目される第二の理由は、福祉国家の縮小・再編が進行しつつあるとの時代診断の中で、その存立基盤としての社会的連帯に注目が集まっていることである。社会統合（としての連帯）の解体は、福祉国家を支える社会的連帯への関心の高まりにつながる。C・オッフエは、福祉国家に批判的な世論の高まりを分析した論文の中で、「経済的利益・結社への所属・文化的価値・生活スタイルの、広範な相対的に安定した包括的な共通性の解体は、連帯主義的なコミットメントの一般的な弱体化を適切に理解するための鍵である」と述べている（Offe 1996: 172）。

福祉国家を支える社会的連帯が成立するには、その前提として「相対的に安定した包括的な共通性」、すなわち社会統合が必要である。逆に言えば、社会統合としての連帯が解体しつつあるとすれば、それは社会的連帯の危機であり、ひいては福祉国家の危機である。実際、オッフエは、人びとの「共通性」の範囲が狭くなり、最終的には個人の損得勘定へと還元されるにつれて、福祉国家への支持が「非合理的」と見なされるようになる、と言う。一定の範囲で「共通性」が成立している場合は、人びとは「信頼・互惠性・共感・公正」の観点から福祉国家を支持する。しかし、そのような「共通性」が解体すると、福祉国家は個人にとって合理的か否かという観点からの

損得計算の対象となる。そこでは、福祉国家を支持しないという選択もまた、「合理的選択」となる。

以上のように、今日、社会統合の解体および福祉国家の危機という観点から、連帯概念に注目が集まっている。そこで問題は、「どのような連帯か？」である。

3 連帯と労働——「非人称」か？

「どのような連帯か？」という問いに対する一つの回答として、「労働を通じた連帯」という回答があり得る。1990年代以降の欧米における福祉国家改革あるいは「社会的包摂」のプロジェクトが、人びとの就労を促進する形で進められたことはよく知られている。

ただし、注意すべきは、福祉国家と社会的連帯は当初より「労働を通じた連帯」であった、という点である。田中拓道によれば、19世紀末フランスの連帯思想の提唱者であったL・ブルジョワやE・デュルームにおいて、「個人とは、個別の職能を能動的に充足し、公教育や衛生教育を通じて『社会化』され、『リスク』の最小化を自ら引き受ける存在」であった。彼らにおいて、「人間」は、「労働する個人」へと読み替えられていたのである（田中 2006: 256）。ドイツのハーバーマスもまた、福祉（社会）国家において、「雇用関係の改革」が中心的な位置づけを与えていたと指摘する。それは、労働に伴う様々のリスクを緩和する補償給付の制度化を目指すものでもあった。ここから、「労働能力のある人はすべてそのような改善を施された補償つきの雇用体系に組み込まれなくてはならない、という結論」、すなわち「完全雇用の目標」が導かれる。福祉国家とは、「フルタイムの賃金労働者の役割」を基準として機能するものなのである（ハーバーマス 1994: 202-203）。

このように、従来の連帯とくに社会的連帯とは、ひとことでいえば「フルタイムで労働する（男性）国民」のそれであった。福祉国家における「非人称の連帯」は、実際には、ある程度「人称化」されたものだったと言うこともできよう。そこで、問題は、この「フルタイムの賃金労働者の役割」を、今後の連帯の基準に

することができるのか、あるいはそれを基準にすることが望ましいのか、ということである。

1980年代の初頭に、オッフエは、次のような二極分解の展望を示していた。すなわち、一方で、資本主義の中核では、少数の「完全雇用され、熟練した、男性の、そして国内の（すなわち外国人でない）労働者」が相対的に特権化され、ますます高い賃金を得ようになり、他方で、周辺部では、「老人と若者、女性、外国人、精神障害者あるいは身体障害者」がいつそう周辺化され、労働市場とは違った制度に組み込まれることになる、と（オッフエ 1986: 112）。オッフエの示した展望は、今日、ますます現実化しつつあるのではないだろうか。今日の労働市場に見られるのは、一部の正規雇用と多数の非正規雇用とを組み合わせる雇用戦略、経済成長が（正規）雇用拡大をもたらすとは限らない状況、「ワーキングプア」層の出現、女性や外国人労働者の増加などである。

このような状況で問われているのは、労働を中心とした連帯の可能性そのものである。果たして、今もなお労働が広範な人びとの共通性の核心を構成すると言えるのだろうか。

かつての連帯は、フルタイム男性労働者という属性を共通性として持つことができた。しかし、今や「労働」を共通性の核心と見なすことは困難であるように思われる。「労働者」と言っても、現実に存在するのは、あまりに多様で異なる「労働者たち」である。また、「労働」は、多くの働かない／働けない人々を、「われわれ」の中に包摂することができない。「労働」を連帯の旗印に掲げることは、むしろ、分断や排除をもたらしかねないのである。

4 労働中心ではない連帯へ

労働を中心とした連帯の後に、何が残されているのだろうか。かつて、ハーバーマスは、次のように述べた。「いまなお労働社会のユートピアによって生きながらえている社会国家のプログラムは、集約的に見てもっと平穏でより良い未来の生活の可能性を切

り開く力を失っている。新たなる不透明性とはこのような状況を指すのである。」(ハーバーマス 1994: 202)。たとえ先行き不透明であろうとも、もはや「労働社会のユートピア」に戻ることはできない。そこで、彼は、国家と市場の外部にある生活世界に根ざした公共圏と「市民社会 (Zivilgesellschaft)」に連帯の展望を賭けるのである。

いわゆる「市民社会論」については、1990年代以降、日本でも多くの議論がなされてきた。しばしばその意義は、「国家に抗する市民社会」という文脈で理解されてきた。しかし、市民社会論は、市場・労働を相対化する社会構想という意義をも持っていることに、あらためて注目すべきである。このことは、国家と市場の両者を「システム」と呼び、それに生活世界を対置するハーバーマスの議論からも十分に窺えることである。より直接的に、B・バーバーは、市民社会の活性化と労働とが相反することを主張する。現在は、「賃金を稼ぐ者」という肩書きが「市民」という肩書きよりも尊敬される社会である。しかし、民主主義に必要なものは、労働ではなく余暇である。人々が労働から解放され余暇を持つ市民となることで、市民社会活性化の展望も開かれる。そうだとすれば、「解雇された者、完全な形で雇用されていない者、失業者——母親、家事をしている父親、人員削減を進める情報社会でリストラされた者、最下層の生活保護を受けている者を問わない」こそ、余暇を持ち、「もっとも有望な市民」である (バーバー 2007: 205-206, 208-210)。

人びとの共通性を、「(フルタイムで)労働すること」ではなく「市民であること」に求めることで、連帯の非人称の度合いは高まるであろう。連帯から見た場合の市民社会論の意義は、ここにある。

ただし、余暇を持つ市民であるためには、一定の生活保障も必要である。ここで、ベーシック・インカムを、「市民としての連帯形成」のための制度として位置づけることが可能である。ベーシック・インカムは、個人単位の無条件所得保障の制度と原理であり、就業／失業とは関係なく一律に給付されるものである。

従来の福祉国家は「フルタイム男性労働者」の社会的連帯に依拠した社会保障の仕組みであったが、ベーシック・インカムは、その給付において就労の有無を問わない。それゆえ、ベーシック・インカムは、「市民」という共通性に基づいた、新たな連帯の形成に貢献するかもしれない。もちろん、ベーシック・インカムが、どのような意味で「市民」形成に貢献するのかについては、様々な議論があり、必ずしも楽観することはできない。とりわけ、それは勤勉者に「ただのり」する「怠け者」を肯定し、不公平な社会を生み出すことに貢献する、という批判は根強く存在する。しかし、このような批判に対しては、各人の多様な生の保障、労働以外の諸活動の意義、「自由な社会」ではその一定程度の「悪用」は不可避であること、無条件性への一定の修正などによって、応答することも可能である (cf. 田村 近刊)。かくして、ベーシック・インカムは非常に論争的なアイデアであるが、労働の相対化を通じて、20世紀的な福祉国家と社会的連帯を問い直すとともに、新しい社会統合としての連帯の形成に貢献する可能性を秘めている。それゆえ、真剣な考慮に値するものなのである。■

〈参考文献〉

- 齋藤純一編 (2004) 『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房。
- 田中拓道 (2006) 『貧困と共和国』人文書院。
- 田村哲樹 (近刊) 「シティズンシップ論とベーシック・インカム」武川正吾編『シティズンシップ論の展開とベーシック・インカムの可能性』(仮題) 法律文化社。
- C・オッフエ (1986) (星野 智訳) 『福祉国家と社会主義の将来』『思想』第 743 号。
- Z・パウマン (2001) (森田典正訳) 『リキッド・モダニティ』大月書店。
- J・ハーバーマス (1994) (河上倫逸監訳) 『新たなる不透明性』松籟社。
- B・バーバー (2007) (山口 晃訳) 『〈私たち〉の場所』慶應義塾大学出版会。
- U・ベック (1997) 「政治の再創造」ベック／ギデンズ／ラッシュ (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳) 『再帰的近代化』而立書房。
- Offe, Claus (1996) *Modernity and the State: East, West*, Polity Press.

現代フランスにおける連帯の再生論

—労働と社会権との関わりから—

田中 拓道

新潟大学法学部准教授

はじめに

本稿では、フランス福祉国家の再編論を、戦後福祉国家の理念的基礎である「連帯」の変容、特に労働と社会権との関係の問い直しを軸に検討する。一般に「保守主義レジーム」に分類されるフランス福祉国家は、職業的属性と社会権が密接に結びつく形で成立した。今日の福祉国家再編においては、まさに「労働」の社会的意味づけが多様な形で問われている。以下では、(1) 労働と市民権との関係を歴史的に振り返った後、(2) 20世紀初頭の「連帯」の形成、(3) 1970年以降の変容と再生、の順に検討する。

たなか たくじ

1971年生。北海道大学大学院法学研究科単位取得退学。博士(法学)。北海道大学法学部講師を経て、現在、新潟大学法学部准教授。

専攻は政治理論・政治思想史。主要著書は『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』(人文書院、2006年)、『連帯』の変容—20世紀フランス福祉国家史試論』『年報政治学』2006年度1号「社会契約の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編」『社会政策学会誌』16号(2006年)

1 労働と市民権—歴史的回顧

「労働」が市民権の中核に位置づけられたのはそれほど古いことではない。18世紀に至るまで、苦役・神の罰など否定的な意味で用いられていた「労働」は、18世紀後半から国富を生み出す「有用」な活動とみなされはじめ、1789年に始まるフランス革命によって、新しい政治秩序の担い手である「市民」の権利・義務の中核に置かれることになった。1791年ル・シャプリエ法、1793年憲法の権利宣言19条では同業組合を廃して「労働の自由」を保障することが定められ、同21条では就労能力のある個人に労働機会を保障することが定められた。就労能力のある貧民には、公的扶助を与えるのではなく、就労による生計獲得が当然の道徳的義務とされた。

19世紀以降、「労働の中心性」が共有される一方で、一部の共和主義者・社会主義者は、法的な「労働の自由」が実質的な就労機会を万人に保障しないこと(労働条件の悪化、不況と失業など)を批判し、「社会革命」を主張する。1848年2月革命を経た第二共和政下では、万人の就労機会の権利化(「労働への権利(droit au travail)」)が要求されたが、国家の肥大化を恐れる自由主義者の反対に遭って実現しなかった。

フランス革命を経た近代社会では、「労働」が市民の権利・義務を規定する中核的な活動と位置づ

けられた。しかし「労働」の社会的意味づけをめぐっては、深刻な対立が存在し続けた。自由主義者は「労働の自由」の実現を重視し、一部の社会主義者は国家による「労働への権利」を主張する。さらに「労働者」の真の解放を目指し、生産構造・所有構造の変革を主張する勢力もある。こうした対立を調停し、20世紀の福祉国家を準備する役割を果たしたのが、第三共和政中期（1890-1914年）に唱えられた「(社会的)連帯 (solidarité)」の思想であった。

2 連帯と福祉国家

「連帯主義」あるいは「連帯」の思想とは、自由主義、社会主義、保守主義に対抗して、世紀転換期に急進共和派に近い立場の知識人・政治家たちに唱えられた思想潮流を指す。まずその論理構造を簡略に指摘しておこう。

これらの思想家は、当時流行した有機体論とカント哲学の影響を受けている。生物では個別の器官が全体の一部を構成し、「生命」の維持成長へと協力しているように、「社会」においても、個々人が分業化された労働を担うことで、相互依存関係を形成している。カント哲学を援用する彼らにとって、「社会」の目的とは、「人間性 (humanité)」「人格」の「進歩」とされる。個人は特定の職業的役割を担うことで人格的「自律」を獲得し、社会は個人の「自律」を保障することで「人間性」の「進歩」を実現する。

この時代を代表する知識人エミール・デュルケームは、1893年に『社会分業論 (*De la division du travail social*)』という著作を発表する。「労働の分業」に「社会的」という語を付したこの一見奇妙な表題は、「労働」への新しいとらえ方を示している。「分業化された労働」とは、たんに富を生産する活動でも、労働者の「疎外」をもたらす要因でもない。それは新しい「社会的な絆」、すなわち「連帯」の源泉である。ただしここでの「労働」とは、「自由な労働」ではなく、「社会」の中に埋め込まれ、一定の規制を受けた労働である。

第一に、産業の無規制な発展は諸個人を「アノミー」に陥れる。デュルケームは、労使からなる職域ごとの中間集団が、自律的に労働条件・賃金について交渉し、ルールを定めることを提言した。職域集団の代表と国家との「コミュニケーション」を制度化することが「デモクラシー」の新しい形となる。

第二に、「連帯」の秩序において、個人と社会は次のような義務を担い合う。個人は「分業化された労働」を担うことで社会に結びつけられ、アイデンティティを獲得する。社会の側は、個人の労働を妨げる様々なできごと（工場での事故、疾病・老齢による就労能力の喪失、後には失業）を、社会が抱える「リスク」の発現とみなし、それへの補償を個人の「社会権」として承認する。職業ごとに異なる「リスク」を共有するのは国家ではなく職域集団である。国家の役割は、保険への加入義務化や職域集団間の調整に限定される。

個人は「分業化された労働」に従事することで、社会的アイデンティティを獲得し、「リスク」への補償を受け、「自律」を獲得する。社会は個人の「自律」の保障を通じて「労働する個人」を統合し、全体の「進歩」を導く。こうした個人と社会の相互関係は、個人が「契約」を通じて自発的に選び取る「はず」であると理解される（第三共和政期の政治家レオン・ブルジョワの「準契約論」）。

戦後フランス福祉国家は、次のような形で「連帯」の秩序像を反映している。それは職域集団自治を国家が補完するという構造をとりながら、個人の「自律」（「リスク」からの保護、所得・余暇増大）と社会の「進歩」（産業発展）の両立を図ろうとする。言い換えれば、市場において経済法則に従属する賃労働者（他律）が、社会的には権利の主体（自律）として保護されることで、「経済的なもの」と「社会的なもの」の緊密な結びつきをもたらそうとする。職域保険を基礎とし、保険拠出は主に労使に委ねられ、労使代表による金庫自主管理が「社会的デモクラシー」と称される。国家の主たる役割は、地域・下級金庫への財政援助と最小限の公的扶助に限定される。当

初賃労働者の所得喪失への補填を主たる目的としたこの制度は、農民、自営業者などへと対象を広げること、国民全体を包摂していった。

3 連帯の再生論

「栄光の30年」と称される経済成長が終焉する1970年代後半から、「労働」と社会権との亀裂が顕在化する。経済成長期に「労働」のあり方は大きく変化した。農業従事者に代わり賃労働者が就労者の9割に達し、機械化やオートメーション化にともなって技師や高技能労働者が増大し、セルジュ・マレ『新しい労働者階級 (La nouvelle classe ouvrière)』(1963年)、アンドレ・ゴルツ『さらばプロレタリアート (Adieux au prolétariat)』(1980年)で指摘されたような労働者層の分化が生じる。1970年代には高技能労働者による生産「自主管理」のユートピアが語られたが、それはすぐに労働条件の細分化と新たな管理への幻滅に変わった。

1995年に『20年後の労働 (Le travail dans vingt ans)』という著名な報告書を提出したボワソナ(J. Boissonnat)は、1970年代からの変化を次のように指摘している。サービス労働の一般化(1974年で就労者の56.6%、1991年には68.2%)と情報化の進展により、労働時間は多様化・断片化した。グローバル化と金融市場開放、競争の激化により、企業はますます生産性向上を迫り、労働時間の柔軟化(flexibilité)、調整(aménagement)を進めている。一方で社会の労働総量は減少し、完全雇用は困難となっている(失業率は1970年2.5%、1980年6.4%、1990年8.9%)。一言で言えば、失業を含めた労働条件の個別化・多様化が進展し、国家による規制は困難となった。

1970年代半ばから語られはじめる「排除(exclusion)」は、「労働」の多様化や不安定化と密接に関わっている。フランスでは、「社会的」に規制された労働こそが個人の社会権とアイデンティティの基礎となってきた。1980年代以降、非正規雇用や

失業の一般化によって、長期就労義務に対応する社会保険から脱落し、公的扶助に依存する層が増大している(1990年代に公的扶助の受給者は人口の1割に達する)。それは、個人と社会の相互義務に基づく成員全体の統合と「自律」の実現という「連帯」の理念を掘り崩している。こうした状況において、「労働」と社会権との結びつきが問い直される。以下では「労働の中心性」を維持しながら「連帯」の再生を模索する政策展開を二つ採り上げ、最後に「労働の中心性」を相対化する議論を採り上げる。

(1) 参入

「参入(insertion)」とは、「排除」にたいして1980年代から展開された個別的・地域的政策を総称する(80年代の困難を抱える諸地域への財政援助・住宅政策から始まり、90年代の地方公共団体・アソシエーション・企業の横断的協力を目指す地域コミュニティ政策(politique de la ville)、若者・長期失業者への就労支援など)。この政策では、「排除された」個人の状況が多様であることを前提に、家族・住居・教育・地域・就労にまたがる多様な働きかけを行うことで、個人を「社会化」し、義務を引き受ける主体として再構築することが目指される。パリエによれば、その特徴は、①契約論的アプローチ、②政治・行政・経済・アソシエーションなど多様なアクター間の協力、③困難な地域への焦点化と働きかけの個人化にある⁽¹⁾。

この政策の最も重要な点は、「契約」がキーワードとなることである。「参入」の代表的論者ロザンヴァロンによれば、個人に受動的給付を与えるだけでは、個人は依存状態から脱しきれず、社会全体に過重なコストがかかってしまう。個人を能動的な「契約」主体へと再構築することこそが、新しい福祉国家の役割である⁽²⁾。「労働による社会参入こそが排除にたいするあらゆる闘争の礎石でありつづけるべきである」といわれるように、そこでは就労義務が最も重視される。たとえば、1988年に導入された参入最低所得(RMI)では、一定水準の所得に満たない25歳以上

のすべてのフランス人に所得調査のうえで所得補填を行う一方、個人は地方参入委員会で「契約」を行い、社会的・職業的参入活動に従事する義務を負う。社会の側は個人に就労教育・就労支援を行い、契約事業者や非商業セクターを通じた雇用の場を提供する。

ただし、個人の側の就労義務を強調し、社会が就労支援を行うとしても、「労働」総量が減少しているのであれば、成員全体に就労が保障されるとは限らない。実際、参入最低所得では、法の建前と異なり、就労できた者は受給者の1割強にとどまっている。さらに、就労資格を欠いた個人が社会と「契約」を結ぶという考えそのものが、両者の間に存在する非対称性を無視している、という批判もある。たとえば参入対象となる労働とは、その大半が公的セクターによる低技能労働である（2004年の報告書によれば、道路・公共事業、森林整備、廃棄物処理・リサイクル業などで50%を超える）。個人はこれら以外の職を選択する自由を持たず、これらの職業経験を積んだとしても高技能職に就ける可能性は低い。R. カステルは、今日の産業構造を前提とする限り、「参入」は常に例外的なものにとどまり、参入政策は「排除と統合の中間」にある地位を作り出すにすぎない、という⁽³⁾。

(2) 労働時間短縮

それでは代替案は何か。カステルによれば、「賃労働」は今後も市民権の最も重要な基礎であり続ける。「労働の中心性」を前提とした上で、「排除された人々」を実質的に包摂するための方策は、労働の再分配しかない。すなわち、労使交渉をつうじて労働時間に一定の規制をかけ、社会全体で「皆が働けるためにより少なく働く (Travailler moins pour travailler tous)」(G. アズナールの言葉)ワークシェアリングを実現することである。

カステルの提言は、1993年以降フランスが進めてきた労働時間短縮政策に対応している。フランスの主要労組や左派は、80年代から一貫して労働時間短縮を失業対策の切り札としてきた。しかし、労

働時間の柔軟化・個別化を進めようとする使用者側と、雇用・賃金保障を求める労働者側との対立によって、労使交渉は進んでこなかった。1990年代に入って、1996年ロビアン法、1998年・2000年オブリー法と労働時間短縮立法が進展した背景には、失業問題の深刻化によって、主要労組が雇用創出を優先し、パートタイム労働などの労働柔軟化を許容した、という事情がある⁽⁴⁾。2000年のオブリー法IIでは、週35時間からの超過労働手当の増額が25%から10%へ引き下げられ、労使交渉の過程で大企業を中心に労働時間の柔軟化・断片化も進められた。「労働の中心性」を前提としたワークシェアリングは、経済不況の下で労使の権力資源の不均等を交渉過程に反映させる。おそらくこうした対策のみでは、「労働」の担い手の二重化、あるいは「労働」の不安定化を食い止めることはできない。

(3) 労働の再定義

1990年代後半から、社会党に近いD. メーダなどの学者、J.-L. ラヴィルやG. アズナールなどの「連帯経済 (économie solidaire)」論者、A. リピエッツ、A. ゴルツなどのエコロジストは、「労働の中心性」を問い直す多様な議論を展開している。彼らによれば、労働のサービス化・情報化、生産構造の変化によって、社会の「労働」総量が減少している。女性の就業率の上昇とあいまって、全員がフルタイム労働に従事することは不可能となり、自由時間＝失業の再配分が政策上の課題となっている。長期フルタイム労働という画一的な就労形態を基準とした社会保障はもはや時代遅れである。将来の社会権は、狭い意味での「労働」だけではなく、社会的に有用な財・サービスを生み出す「活動 (activité)」と広く結び付けられなければならない。

「活動」とは、①市場での利潤獲得を直接の目的とせず、②互酬原理に基づいて公共財を生み出すための営み（保育、教育、福祉、衛生などのサービス）を広く指す。一部の論者はこれらの活動領域を市場経済と区別して「連帯経済」と呼んでいる。フランスで

は、国家の肥大化への警戒を背景として、19世紀から共済組合・協同組合・労働者の相互扶助活動が発展してきた。1980年代からはボランティア組織も広がっている。ラヴィルやアズナールは、これらを国家が補助し、さらに労働時間を一律に短縮し、最低市民所得を普遍的に保障することで、社会権の基礎を「労働」から「活動」へ拡張させることを提案している⁽⁵⁾。

「連帯経済」を奨励する提案は、すでに社会党元党首ミシェル・ロカールなど社会民主主義者の一部においてなされ、ジョスパン政権下では1997年の社会党一緑の党行動政策文書を経て法制化の取り組みが始まっていたが、2002年右派政権の誕生とともに政治的担い手を失った。思想的に見ても、これらの議論には未だ曖昧な点が多い。「連帯経済」「活動」は市場経済とどのような関係に立つのか。それはメーダやカステルの批判するように、市場経済を補完する従属的な低賃金・低技能労働の場として固定化されないだろうか。ゴルツの言うように、市民の自発的活動を市場の補完物として位置づけ、安価な排除対策とするという官僚的発想にとどまらないだろうか。それがたんなる「排除された人びと」への一時的対策とならないためには、こうした人びとと、現在市場経済において「労働」を担うことで一定のアイデンティティ・社会権を保障されている人びととの間に、将来の「労働」・市場・社会のあり方について、何らかのオルタナティブな像が共有されていかなければならない。

4 おわりに

本稿では、「労働」と社会権とのかかわりという視角から、「連帯」という理念に基づく秩序像の形成と、その再生論を素描してきた。「連帯」とは、個人と社会の相互義務により個人の「自律」と社会の「進歩」を両立させようとする理念であり、中間集団自治を国家が補完するという構造をとる。1970年代から、個人的義務の中核に置かれてきた「労働」の不安定

化によって、「連帯」の再生が模索されてきた。様々な中間集団の働きかけにより個人を就労義務を担う主体として再構築するという「参入」政策、国家介入による労働の再配分をめざす労働時間短縮政策などである。しかし、「労働」の多様化・柔軟化の一層の進展が見込まれるとすれば、こうした対策だけではなく、個人の「義務」と社会との「契約」内容それ自体に踏み込んだ再検討が必要であるように思われる。すなわち、「労働」は個人が社会の中で果たすべき役割の一部にすぎないのではないか。職業集団とは個人が所属する中間集団の一部にすぎないのではないか。社会の「進歩」とは産業発展や完全雇用と異なる価値を含むのではないか。「労働の再定義」をめぐる議論は、こうした再検討に向けたフランスでの試みの一端を示している。■

《注》

- (1) Bruno Palier, *Gouverner la sécurité sociale : les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Presses Universitaires de France, 2002, p. 289.
- (2) Pierre Rosanvallon, *La nouvelle question sociale : repenser l'Etat-providence*, Seuil, 1995 (北垣徹訳『連帯の新たなる哲学—福祉国家再考』勁草書房、2006年)。
- (3) Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale, une chronique du salariat*, Gallimard, 1995.
- (4) Patrick Fridenson et Bénédicte Reynaud dir., *La France et le temps de travail 1814-2004*, Odile Jacob, 2004, p. 176.
- (5) Guy Aznar et al., *Vers une économie plurielle*, Syros, 1997 ; J. -L. Laville dir., *L' économie solidaire : une perspective internationale*, nouvelle éd., Hachette, 2007.